

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号

(名 称) JALCOホールディングス株式会社

上記被審人に対する平成26年度(判)第28号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億5150万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年2月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年12月16日

金融庁長官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社である。

被審人は、連結子会社において、売買取引の実体を伴っていない割賦販売契約を締結すること等により、売上等を過大に計上した。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成24年8月13日	第2期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年6月第1四半期四半期報告書）	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲138百万円であるところを▲108百万円と記載	・売上の過大計上等
2	平成24年11月14日	第2期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年9月第2四半期四半期報告書）	平成24年4月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が537百万円であるところを914百万円と記載 連結四半期純損益が▲259百万円であるところを▲178百万円と記載	・売上の過大計上等
			平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲5百万円であるところを81百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成25年 2月12日	第2期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成24年12月 第3四半期四半 期報告書)	平成24年4月1 日～平成24年 12月31日の第3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が718百万 円であるところ を1,860百万円と 記載 連結四半期純損 益が▲342百万円 であるところを ▲219百万円と記 載	・売上の過大計上 等
			平成24年10月1 日～平成24年 12月31日の第3 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲96百万円であ るところを33百 万円と記載	
4	平成25年 6月26日	第2期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成25年 3月期有価証券 報告書)	平成24年4月1 日～平成25年3 月31日の連結 会計期間	連結 損益計算書	売上高が904百万 円であるところ を3,351百万円と 記載 連結当期純損益 が▲421百万円 であるところを▲ 219百万円と記載	・売上の過大計上 等
					売上高が266百万 円であるところ を1,421百万円と 記載 連結四半期純損 益が168百万円 であるところを229 百万円と記載	
5	平成25年 8月7日	第3期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成25年6月 第1四半期四半 期報告書)	平成25年4月1 日～平成25年6 月30日の第1四 半期連結会計 期間	四半期連結 損益計算書	売上高が646百万 円であるところ を3,111百万円と 記載 連結四半期純損 益が131百万円 であるところを267 百万円と記載	・売上の過大計上 等
					売上高が904百万 円であるところ を3,351百万円と 記載 連結当期純損益 が▲421百万円 であるところを▲ 219百万円と記載	
6	平成25年 11月6日	第3期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成25年9月 第2四半期四半 期報告書)	平成25年4月1 日～平成25年9 月30日の第2四 半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	売上高が646百万 円であるところ を3,111百万円と 記載 連結四半期純損 益が131百万円 であるところを267 百万円と記載	・売上の過大計上 等
					売上高が266百万 円であるところ を1,421百万円と 記載 連結四半期純損 益が168百万円 であるところを229 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
7	平成26年 2月5日	第3期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成25年12月 第3四半期四半 期報告書）	平成25年4月1 日～平成25年 12月31日の第3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が980百万 円であるところ を4,801百万円と 記載 連結四半期純損 益が150百万円 であるところを363 百万円と記載	・売上の過大計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

第2

- 1 平成24年12月26日、第2期第2四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成25年2月21日、26,000,000株の株式を1,300,000,000円で取得させ、
- 2 平成25年11月1日、第2期有価証券報告書及び第3期第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月18日、8,411,217株の株式を1,800,000,438円で取得させ、

もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3、

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号4

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号1、同2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号5、同6及び同7

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

別紙1の第2に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項、第176条第2項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1、同2、同3及び同4

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第2期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第2期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第2期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第2期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第2期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第2期第1四半期報告書	39,922円
第2期第2四半期報告書	32,514円
第2期第3四半期報告書	33,974円
第2期有価証券報告書	46,810円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第2期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第2期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第2期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第2期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第2期第1四半期報告書、第2期第2四半期報告書、第2期第3四半期報告書及び第2期有価証券報告書が、いずれも第2期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第2期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第2期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第2期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第2期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=2,400,000 円

となる。

番号5、同6及び同7

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第3期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3期第3四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第3期第1四半期報告書	238,289 円
第3期第2四半期報告書	406,673 円
第3期第3四半期報告書	642,868 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第3期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第3期第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第3期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第3期第1四半期報告書、第3期第2四半期報告書及び第3期第3四半期報告書が、いずれも第3期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第3期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第3期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第3期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

別紙1の第2に掲げる事項につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

① 平成24年12月26日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、

$$1,300,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 58,500,000 \text{ 円}$$

② 平成25年11月1日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、

$$1,800,000,438 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 81,000,019 \text{ 円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、81,000,000円

となる。